

## 奈良県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和二年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字重里八二七の一・八二七の二・八  
二八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八二八の二、八二八の三、  
一四〇二、大字小山手一六六

二 指定の目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小山手一六六（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) (三) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部  
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）